



414  
A 1993



# 安房代改訂書

漢文各代と定僧を以て代納は東之諸  
 地所は是後世之を安房代と唱ふ事  
 其始代納之極めは時米之或は運轉  
 之便の理極より二三百年乃至千  
 年之物也納を以て代納定せし者  
 低僧を以て代納定せし者則ち定僧  
 之代納は此の如し大なる事也

大正十一年四月  
 大隈侯爵邸寄贈





かゝるもの大少切等の類四年新定價を以て  
初年より五年を期止むを得ず減額納付  
納付の年毎に納付の比價を以て各地とも  
其年お納付の代額を所定したるものハ  
四年の比價を納付し納付の比價未だ  
債務から入費を若干減したる全國の  
并利むと多し雖も官納の代金ハ多少  
の減額を生ずるものナリ 於是乎從來

獨り債務を以て安んずるの類ハ悉く改正  
せしめられたる所の道に在れば太政官或百  
武松武考の公布の所以を是強き禮税の  
額を増加せしむる類ハ決して以て定  
額禮税の代金を通ずるものナリ故に所以  
所を以て田畑の久き各地を以て云ふは  
後編におき今内容の誤り其法を  
予一分解するものナリ



客曰白近時既結者税法の増減を聞  
く然る途改正の目途を大略定むれ之を  
能くする時官も遠くは以て正の安ん代  
引知の如き姑息の改正は其の意を以て  
徒らに民心を動ふは其の策のむたも  
多しと云ふ所も是れ然るは税法の改正  
は先づ四考を据置たるを以て

客曰安ん代を改むるは税法の増減を以て

一と云ふは其の品位の高低より其の不  
平等なるは細をたたくは僥倖を得るは  
其の是れを以て其の況して安ん代を  
改正するは其の産出を以て米穀の全料  
中貢租を以て米價を適当に改むるは  
其の決を以て租額を増すは下民を以  
て安ん代を以て其の難するは其の納を以て  
其の決を以て定期の租税を増加する



古きを以て数千年以来因襲未だ  
邪に在りし時勢の多變に依りて  
弊之を極言今大に等と名を出し  
米價の平と稱す近來の古米の  
及代と西納と竟に大なる平均とあり平  
準を米と云ふは其の法也 御維新來  
廣に改正の公布ありて起言を立  
逆次改正は日田縣を以て七八割  
に

改正の米は餘甲州の古切白米の半永  
知水に如きを依然として現存する此の  
改正より米を以て平均と得るは  
る積りなりしとされは後考の租税に納  
仕法悉く米納に代りて代納たるを  
納税所大蔵省に平均を以て代納の  
願ひ叶はば故に米を以て土地を以て  
不便の郡村を以て納税するに當りて



非以沽券法に全地の代償より廿分一を生ず  
るものたれし時一に從本新稅額より若干の  
増額を生じし時一彼の安石代の上代新稅を  
十年未償債を得た額の舊稅を納むたれば  
之地代必き他府より賣賣亦たるに記道理  
方此二朝沽券稅とて廿五分稅地府より  
多分を生じ一約り若干の稅額を増加するの  
得たり故に今安石代を廢すも難事たるを

沽券法を施行すも難かりたるを而難中  
程安石代を廢すと易しとす所以たり且  
沽券法を施行すも安石代のみ母に關は  
故に沽券法を施行するを以て安石代を廢  
すも程難きん是乞ふは若干年を混同  
し一その過の稅とす

問て曰條理は程を至極むなり飽きも固  
馨の久し紀徂曰の民情は固より去る及らば



中一許多の税金増加を以て京統改訂を  
 所難とする情あり是を改正す時ハ忽  
 民を以て資産を失はしむ退轉す事あり  
 厚一許多の耕地ハ荒蕪となり上下の損失  
 を醸成す所一是亦改訂の難事なり  
 若白安石代を改訂するは税額増す事あり  
 只漢末統統を得るは税額減す事あり  
 高者尋常の代金を出さしむるを以て

知悉土地収穫の利益を以て其考の地租を  
 出さしむるは退轉の者出米たり  
 知悉を以て其考の地租を

問之白安石代ハ常々金位の下に胎胎せし  
 のを以て其考の地租を以て其考の地租を  
 實瘠土を以て免相の約分を以て租税納り難き  
 所以を以て低價を以て其考の地租を補ひ一筋  
 向身ハ何分民に對して税額を減らす事あり



物と得の少の

答曰白高免瘠土の物少く補いの為依僧  
 定より所以判統と確證の六免下と  
 高免の六免と建つ所 統を以て安んず  
 行教の所 其始救助の所安んずと定  
 り 時限の六免五石を以て七石代と定  
 り 其後其旨降教名の補いなり 御より今  
 二斗四升の廿倍より比るを以て五石六斗四升の

補いなりと移る所の賃賃を以てなり且度  
 長元祿享保の賃部品の位と近平の  
 賃部の品位とを以て差帝と天壤なり此の  
 言也の重税を補いなる所の安んず代たりとを  
 其時其の部と米僧と其比較を以て定り  
 者を今より今より其時の生賃より何割安  
 定りてこれを詳し 今の時僧と其同  
 割合より定りてを以て其考す 夫を



定石代の二年たつて二百十年其貨幣品位の  
沿革と物價の騰貴するを以て推考  
すれば其平物を失ひては固より不納備と  
指す所なり然るに三役の言然る夫役夫  
永の執助郷入田等を以て其の保級に  
追て廢止せしむるは今年地物等を以て全納を  
許せしむる等の事ありて及後考覈する時を  
改正の事設若干の事ありて此等の施行ハ

地方官の職掌たるが其の任する者の忠  
力せしむるを得ざるは 然るは是の事を以て  
民に税のせしむるを以て其の民の心  
服せしむるを慮りて云々 職倫を建はるは  
施為の煩苛を憐れむと云々 勿論之を以て  
瘠土或は高免の地と云々 其の租を  
堪え得る者ハ安石代非すと雖も租税上は其  
の減税せしむるべきは明かなり



朝廷を移して古の文を出入し是非を其  
金部を備へしんを結ぶことあり唯一視  
曰仁幸ふ者の者たるとを結ぶ

